

安保法制は違憲の判決を勝ち取ろう！

証人尋問報告

山本みはぎ

4月22日、安保法制違憲訴訟あいちの証人尋問が行われました。証人は、ジャーナリストで元平和新聞編集長の布施祐仁さん、名古屋学院大学教授の飯島滋明さん、参議院議員の小西洋之議員の3人と、原告の堀田正樹さんです。

先行して行われている地裁・高裁の裁判では、すべて原告の訴えを認めず、憲法判断をしていません。ロシアのウクライナ侵略という事態を受け、軍拡や改憲の動きが強まっているなか、その成立から実態まで明白に違憲の安保法制の違憲判断をさせることが極めて重要です。ダイジェストを報告します。

布施証人 米軍と自衛隊の一体化が飛躍的に進んだ

布施証人は、安保法制施行後の自衛隊の装備、訓練の実態の変化から安保法制の違憲性を証言しました。布施証人は証人尋問は初めてとのことでしたが、南スーダンに日報問題での追及などこれまでの経験と知識を活かして説得力のある証言でした。

安保法制が施行されてから、スタンド・オフ・ミサイルや護衛艦の空母化、対地攻撃能力が優れているF35戦闘機が導入され、これは政府が検討をしている「敵基地攻撃能力」を念頭においたもの。南シナ海での共同訓練も繰り返されており、事実上米軍の一部、一体と米軍はとらえている。台湾海峡で緊張が高まった時や台湾有事の際に、米艦船を自衛隊が「防護」することになれば戦争に巻き込まれるリスクが高まる。安保法制の施行後米軍と自衛隊一体化は飛躍的に進んだ。安保法制の「存立危機事態」は専守防衛を完全に逸脱し戦争のリスクは高まり、法の支配が崩れてしまった。法の支配を取り戻し公正な判断をと証言をしました。

飯島証人 安保法制は一見極めて明白に憲法違反

飯島滋明証人は、安保法制の違憲性と安保法制の制定・実施が平和的生存権、人格権を侵害することであると主張しました。

飯島さんは、安倍元首相や麻生元大臣が台湾有事の際は存立危機事態で自衛隊が先に攻撃できると言ったがそれを可能にするのが安保法制。平和的生存権の中核的部分は具体的な権利性がある。憲法の平和主義は、権力者に戦争をさせない、戦争によって生命や身体や健康を失わない、脅かされない権利。それが平和的生存権の具体的権利性と言える。憲法の

全文は平和を権利として認めている。平和が単なる理念であると言っている裁判所は間違い。2016年の自衛隊の南スーダン派遣は平和的生存権を侵害されている。医療関係者は派遣される確率が高い。愛知には軍事工場が多いが攻撃対象になる可能性が高い。

人格権の保護についての根拠は憲法13条にある。自衛隊員の家族やその関係者や戦争体験者、基地周辺住民の恐怖や不安も人格権の侵害になる。裁判所は侵害が発生する蓋然性がないと言っているが、ロシアのウクライナ侵攻をどれだけの人が予想したか、戦争はいつ起こるかわからない。

損害発生が不確実であってもそういう事態をもたらす可能性があるなら予防的な判断を下すのは合理的な判断。安保法制の法的構造でウクライナのような事態になる可能性がある。裁判官は市民の権利・自由を守るために判決をと訴えました。

小西証人 7.1閣議決定は絶対の違憲。

小西洋之証人は、安保法制が国会で審議されているときに特別委員会の委員として、安保法制の違憲性を追及しました。現職の議員が一連の裁判で証言するのは初めてです。

(2015年)7.1閣議決定で限定的な集団的自衛権は合憲としたが、(昭和)47年の見解を安倍政権は同盟国にたいする武力攻撃も日本国民の生命が根底から覆されると捏造した。47年の決済文章の中でも9条のもとで個別的自衛権しかできないと解釈している。集団的自衛権は9条を変えない限り絶対にできない。当時の中央公聴会でも元最高裁判事も47年見解は日本に対するものと陳述している。7.1閣議決定は47年見解を曲解して捏造をした。法解釈ですらない理由によって9条の規範を変えた。法規範と認める法的な正当性がなく7.1閣議決定は絶対の違憲である。安保法制特別委員会の強行採決も明確に国会法違反。

2017年、18年のころ安倍首相は北朝鮮からの武力攻撃の対象になっていると国会で答弁をしている。岸防衛大臣は当時アメリカが北朝鮮に軍事行動をしたら安保法制を発動することを検討していたと答弁している。昨年12月の国会質問でも存立危機事態はいつも起きてもおかしくないと答弁している。具体的な危険が存在しないと裁判所が判断するのはおかしい。

国会議員の責務は憲法に基づいて国民の命や尊厳を守ることだ。しかし、今国会の機能だけでは守れない。内閣法制局を崩壊させ、政府の法の支配、議会政治の法の支配、民主主義自体を崩壊させている。裁判官の良心に従って違憲判決を出してほしい。